

令和 8 年 第 5 回

高 松 市 議 会 定 例 会 追 加 議 案

令和 8 年 9 月 1 6 日 提 出

議案第 1 3 3 号 高松市屋外広告物条例の一部改正について	1
---------------------------------------	---

議案第 1 3 3 号

高松市屋外広告物条例の一部改正について

高松市屋外広告物条例（平成 1 0 年高松市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 9 月 1 6 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例

高松市屋外広告物条例（平成 1 0 年高松市条例第 5 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則	附 則
1 0 略	1 0 略
<u>（サンポート高松周辺景観形成重点地区及び玉藻公園周辺景観形成重点地区における経過措置の特例）</u>	
<u>1 1 令和 8 年 1 2 月 3 1 日において、現に高松市景観計画で定めるサンポート高松周辺景観形成重点地区及び玉藻公園周辺景観形成重</u>	[新設]

点地区の区域内で適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件（この条例の規定による許可を受け、令和9年1月1日以後に表示される広告物又は設置される掲出物件を含む。次項において「適法広告物等」という。）については、第8条の規定にかかわらず、同年12月31日までの間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

12 前項の規定により適法広告物等を表示し、又は設置することができる」とされた期間が満了した場合においては、市長は、その期間の満了の日の翌日から令和19年3月31日までの間に限り、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる適法広告物等について、この条例の規定による許可の基準にかかわらず、第5条、第7条第3項若しくは第4項又は第10条第3項の規定による許可をすることができるものとする。

[新設]

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（提案理由）

高松市景観計画で定めるサンポート高松周辺景観形成重点地区及び玉藻公園周辺景観形成重点地区における経過措置の特例を定めるため、関係

条文を整備するものです。